

証券コード 3316
2020年6月3日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番18号
東京日産コンピュータシステム株式会社
代表取締役社長 吉 丸 弘 二 朗

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、当社の営む事業に影響を及ぼすリスクがあることから、早期に新たなガバナンス体制でこの難局を乗り切るために、例年と同時期に本株主総会を開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染を避けるため、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

また、本年度は、お土産の配布も取りやめとさせていただきます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月17日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月18日（木曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル
地下2階「朝霧」の間
(裏表紙の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第32期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- ◎当日は、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「5. 業務の適正を確保するための体制」、「6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」及び個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tcs-net.co.jp>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。
- ◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます。会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りする場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- ◎本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承ください。のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ◎株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tcs-net.co.jp>)に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。

年間の配当性向30%を基準とし、業績に応じた成果配分を行うことを基本方針とし、財務体質の強化と将来の事業展開に向けた内部留保の充実を勘案しながら、利益還元を行っていく所存であります。内部留保資金につきましては、経営基盤の強化や将来の事業拡大を見据え、社内利用システムの老朽化対策、新技術に対応するための検証用環境の構築や人材育成への投資を行い、より質の高いサービスの提供に役立てるよう運用してまいります。

このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当期末の普通株式の配当金につきましては、1株につき19円とさせていただきますと存じます。

なお、この場合の配当総額は119,243,715円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月19日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

少数株主の権利や株主共同の利益の保護の強化など、コーポレートガバナンス体制の更なる充実のため、現行定款第19条（員数）に定める取締役の員数の上限を3名増員し、7名以内から10名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第19条（員数） 当会社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	第19条（員数） 当会社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役7名が任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンス体制の更なる充実のため取締役を1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数
1	よしまる こうじろう 吉 丸 弘二朗 1958年12月20日生	1981年4月 東京日産自動車販売株式会社入社 2002年6月 当社取締役 2004年6月 当社常務取締役 2005年6月 当社専務取締役 2007年4月 当社代表取締役専務 2009年6月 当社代表取締役専務営業本部長 2011年6月 当社専務取締役営業本部長 2013年4月 当社専務取締役サービス本部長 2013年6月 当社代表取締役社長(現任)	46,900株
2	さとう ひろゆき 佐 藤 浩之 1961年3月28日生	1984年4月 東京日産自動車販売株式会社入社 2004年1月 当社営業部長 2004年6月 当社取締役営業部長 2009年6月 当社取締役営業本部副本部長 2013年4月 当社取締役営業本部長 2013年10月 株式会社グロスディー監査役 (非常勤) 2014年4月 当社取締役社長補佐、営業本部、 サービス本部担当 2014年6月 当社常務取締役社長補佐、営業本部、 サービス本部担当 2015年4月 当社常務取締役社長補佐、自動車 事業部、産業事業部担当、 兼マネージドサービス事業部長 2017年6月 当社常務取締役社長補佐、自動車 事業部担当、兼マネージドサービス 事業部長 2019年4月 当社常務取締役社長補佐、マネージ ドサービス事業部担当、兼マネージ ドサービス事業部長 2020年4月 当社常務取締役社長補佐、経営管理 本部、マネージドサービス部担当、 経営管理本部長(現任)	21,500株

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数
3	あ か ぎ ま さ と 赤 木 正 人 1957年2月11日生	1980年4月 東京日産自動車販売株式会社入社 2005年1月 当社経理部長 2007年4月 当社経理部長兼業務部長 2011年6月 当社取締役経理部長兼業務部長 2013年4月 当社取締役管理本部長、 経理部長兼業務部長 2015年4月 当社取締役経営管理本部長、兼経理 部長兼総務・I R部長 2016年4月 当社取締役経営管理本部長、兼経理 部長兼人事部長 2017年4月 当社取締役経営管理本部長、兼経理 部長兼人事部長兼総務・I R部長 2017年9月 当社取締役経営管理本部長、兼経理 部長兼人事部長 2020年4月 当社取締役経理部長(現任)	37,200株
4	み う ら ご ろ う 三 浦 吾 朗 1970年7月21日生	1991年4月 東京日産自動車販売株式会社入社 2014年4月 当社営業部長 2015年4月 当社産業事業部長 2017年6月 当社取締役産業事業部長 2019年4月 当社取締役自動車事業部、産業 事業部担当、兼産業事業部長 2020年4月 当社取締役ソリューション営業本部 担当、ソリューション営業本部長 (現任)	4,700株
5	と が わ た か ひ こ 外 川 孝 彦 1956年7月8日生	1980年4月 日産自動車株式会社入社 2007年4月 同社生産人事部部長 2011年4月 中央日産株式会社執行役員 2012年4月 同社常務執行役員 2013年4月 日産東京販売ホールディングス 株式会社常務執行役員 2014年6月 同社常務取締役常務執行役員(現任) 2015年6月 当社取締役(現任)	一 株
6	し ん か い た つ あ き 新 海 立 明 1952年11月5日生	1977年4月 ソニー・テクトロニクス株式会社 入社 2002年6月 住商エレクトロニクス株式会社入社 2005年8月 住商情報システム株式会社執行役員 2009年6月 当社取締役常務執行役員 2012年4月 株式会社CSIソリューションズ 代表取締役社長 2016年4月 同社顧問就任 2019年6月 当社社外取締役(現任)	600株

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数
7	ふ る の た か し 古 野 孝 志 1955年 7 月 26 日生	1980年 4 月 新日本製鉄株式会社入社 1987年 4 月 日興証券株式会社入社 1998年 5 月 医療産業株式会社代表取締役 2002年 5 月 株式会社エブリディ・ドット・コム 取締役 2013年 1 月 スリープログループ株式会社 取締役副社長 2013年 8 月 スリープロウィズテック株式会社 代表取締役 2017年 1 月 同社顧問就任 2019年 6 月 当社社外取締役(現任)	600株
8	※ い の う え おさむ 井 上 修 1959年 4 月 1 日生	1985年 4 月 川鉄商事株式会社 (現JFE商事株式会社) 入社 1988年 9 月 富士ゼロックス株式会社入社 2001年 8 月 アマゾンジャパン株式会社入社 2002年 9 月 株式会社ドコモエーオーエル入社 2004年 3 月 デル株式会社入社 2006年 2 月 日本ヒューレット・パッカード株式 会社執行役員 2008年 1 月 同社取締役執行役員 2017年 3 月 ジャパンシステム株式会社 代表取締役社長 2019年 9 月 株式会社ミロク情報サービス入社 2020年 4 月 同社執行役員就任(現任)	一 株

(注)1. ※印は新任取締役候補者であります。

- 取締役候補者のうち、新海立明氏、古野孝志氏及び井上修氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。なお、新海立明氏、古野孝志氏が当社の社外取締役に就任してからの期間は、本総会の終結の時をもって1年であります。
- 社外取締役候補者の選任理由につきましては、以下のとおりであります。
新海立明氏、古野孝志氏及び井上修氏ともに経営者として培った豊富な経営経験をもち、当社の経営上の重要事項につき、各種提言、指導をいただき当社の経営上の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと考えているためであります。
- 外川孝彦氏の過去5年間で当社の親会社である日産東京販売ホールディングス株式会社における業務執行者としての地位及び担当については、略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況に記載のとおりであります。
- 井上修氏とは、選任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。外川孝彦氏、新海立明氏及び古野孝志氏とは現に責任限定契約を締結しておりますので、選任後、当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
- 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役松尾憲治、小川和洋、金井祐子の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数
1	まつお けんじ 松 尾 憲 治 1962年5月3日生	1993年4月 弁護士登録 渡部喬一法律事務所勤務 2002年4月 岡田・松尾法律事務所設立 2004年6月 当社社外監査役(現任) 2015年12月 SPES総合法律事務所所設立(現任)	7,500株
2	おがわ かずひろ 小 川 和 洋 1959年4月14日生	1988年3月 公認会計士登録 2004年7月 小川和洋会計事務所開業(現任) 2004年11月 税理士登録 2005年6月 日本金属株式会社監査役 2008年6月 当社社外監査役(現任) 2009年6月 日本金属株式会社補欠監査役 2015年6月 同社社外取締役(現任) 2016年7月 株式会社HANATOUR JAPAN社外監査役 (現任)	1,600株
3	かない ゆうこ 金 井 祐 子 1975年12月25日生	2001年4月 公認会計士登録 2005年1月 築地祐子会計事務所開業(現任) 2014年11月 税理士登録 2016年6月 当社社外監査役(現任)	一 株

(注)1. 松尾憲治、小川和洋、金井祐子の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

2. 社外監査役候補者の選任理由は以下のとおりであります。

- (1) 松尾憲治氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として法令について高度な能力・見識に基づき監査を行うことができ、また人格的にも優れているためであります。過去に社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏は、現に当社の監査役であり、監査役に就任してからの年数は16年であります。
- (2) 小川和洋氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士として企業会計等に関する見識に基づき監査を行うことができ、また人格的にも優れているためであります。上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏は、現に当社の監査役であり、監査役に就任してからの年数は12年であります。
- (3) 金井祐子氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士として企業会計等に関する見識に基づき監査を行うことができ、また人格的にも優れているためであります。上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏は、現に当社の監査役であり、監査役に就任してからの年数は4年であります。

3. 松尾憲治氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 松尾憲治氏、小川和洋氏及び金井祐子氏とは、当社との間で現に会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しておりますので、選任後、当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大が世界経済に影響を与えており、景気動向の先行きは不透明な状況が続いております。新型コロナウイルスによる当社の2020年3月期の業績への影響はほとんど見られませんでした。顧客企業への訪問制限など今後の事業展開に与える影響は大きいものと想定されます。

当社の属するIT業界におきましては、ハードウェアや通信コストなどの低価格化が進む中、AIやIoTなどのIT技術革新は加速度的に発展し、企業を取り巻くIT環境が激変するとともに、新たなビジネスチャンスが創出されております。また、労働人口の不足を背景に、IT技術の利用はより重要な局面を迎えようとしております。そのような状況の下、顧客ニーズはますます多様化し、そのニーズに対応しなければ今後のビジネスが継続する保証はないと認識しております。また、新型コロナウイルスのようなグローバル規模でのリスクにさらされる可能性があることも認識しております。

当社は、このようなダイナミックな事業環境やリスクに向き合い、「最も安心してITインフラを任せられる企業」を企業ビジョンと定め、顧客価値を創造するため、「顧客を深く理解すること」「最適なIT資源を提供すること」「最新の技術経験を提供すること」「最新の製品を提供していくこと」を行動指針とし、マネージドサービスカンパニーとして顧客の持続的成長を支援するベストパートナーを目指し、①マネージドサービスカンパニーとしての認知度向上、②ロイヤリティの高い顧客関係の構築、③顧客ニーズにマッチしたマネージドサービスの提供を基本戦略とした営業活動を行ってまいりました。

当社が提供するマネージドサービスは、顧客企業の情報資産の管理や運用・監視業務にとどまらず、「ITを駆使して、“し続ける。”」をコンセプトとし、「業務の不満・不便・不足の解消」と「新たな価値の創造」を永続的に提供することで、顧客企業の「コア業務への集中」「さらなる業務効率化」「生産性の向上」を約束するアウトソーシングサービスとして展開してまいりました。また、顧客企業の成長への次の「一手」を支

える統合型マネージドサービス「ITte」を展開してまいりました。

当事業年度におきましては、Windows10パソコンなどハードウェア売上高が伸長するとともに、データセンターなどのマネージドサービス事業が堅調に推移したことから増収増益となりました。

受注状況につきましては、受注高8,898百万円(前年同期は7,835百万円)、受注残高518百万円(前年同期は410百万円)となりました。

この結果、当社の業績は、売上高は8,790百万円(前年同期比861百万円増、10.9%増)、営業利益565百万円(前年同期比19百万円増、3.5%増)、経常利益572百万円(前年同期比19百万円増、3.4%増)、当期純利益391百万円(前年同期比8百万円増、2.2%増)となりました。

なお、当社は「情報システム関連事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は67百万円であり、その主なものは、マネージドサービス案件に伴うサーバー機器や社内利用システムの更新等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境を踏まえ、次のような課題に取り組んでまいります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響
- ② 顧客関係強化
- ③ 高付加価値サービスの提供
- ④ アライアンスの推進
- ⑤ 人財の育成
- ⑥ 顧客満足度の向上

当社の営む事業は、顧客のIT投資予算に依存しております。また、提供するサービスの品質担保、納期遵守などはパートナー企業との協力関係が重要となっております。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大影響は、顧客のIT投資予算の縮小・延期・中止をもたらし、それにより当社からパートナー企業への発注の減少が想定され、その結果、当社の収益減少、顧客の財務状況の悪化による債権回収の不能リスクやパートナー企業との関係が困難となる可能性があります。

そのような状況において、当社は、さらなる営業品質向上により、顧

客が抱える真の課題を掴み、関係強化を進めてまいります。顧客の真の課題を解決するためには、付加価値の高いマネージドサービスを提供するとともに、その解決のために卓越したソリューションを持つ様々なパートナー企業とのアライアンスの再構築や人材育成が重要であると認識しております。

当社は、これらの活動結果を測定するため、顧客満足度調査を毎年実施することにより、サービス品質の向上に努めてまいります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第 29 期 (2017年3月期)	第 30 期 (2018年3月期)	第 31 期 (2019年3月期)	第 32 期 (当期) (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)	9,629	9,313	7,928	8,790
営 業 利 益 (百万円)	384	513	546	565
経 常 利 益 (百万円)	384	517	553	572
当 期 純 利 益 (百万円)	250	364	383	391
1株当たり当期純利益 (円)	39.90	57.84	61.08	62.41
総 資 産 (百万円)	5,043	4,850	5,209	5,709
純 資 産 (百万円)	2,480	2,780	3,022	3,295

(注) 当社は2018年5月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。

1株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が第29期の期首時点で行われたと仮定して算出しております。

(10) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

内 容
●ソリューションプロバイダー事業 ・マネージドサービス ハウジング/ホスティング ヘルプデスクサービス 運用・監視サービス ・ハードウェア及びソフトウェア販売 ・導入支援、保守サービス ・ネットワーク構築 ・受託開発
●コンピュータ用品販売事業 ・サプライ用品販売

(11) 主要拠点等 (2020年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本社	東京都渋谷区
江東事業所	東京都江東区

(12) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
147名 (7名)	1名増 (2名増)	40.5歳	11.2年

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時雇用者には、派遣社員は除いております。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

親会社である日産東京販売ホールディングス株式会社は、当社の議決権の54.0%を所有しております。当社は同企業グループに対し、コンピュータ機器類及び保守サービスの販売等を行っており、従来通りの関係を維持しております。また、同社との間に金銭等の貸借関係、保証・被保証等はありません。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

1. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引条件の決定に際しては、市場価格等を勘案の上、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な意見を経て決定しております。

親会社は当社に対し、資本的な関係から当社の経営方針等について、一定の影響を及ぼす状況にありますが、事業の関連性はないため事業活動に対する制約はありません。

3. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 25,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 6,300,000株 (自己株式24,015株を含む)
- (3) 株主数 2,205名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
	株	%
日産東京販売ホールディングス株式会社	3,390,000	54.01
光通信株式会社	203,700	3.24
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 1300002	163,800	2.60
河田 守弘	87,500	1.39
土谷 晴夫	79,200	1.26
今泉 真一郎	65,500	1.04
織田 敏昭	60,000	0.95
齊藤 学	55,000	0.87
株式会社インフォメーションクリエイティブ	53,500	0.85
吉丸 弘二朗	46,900	0.74

(注) 持株比率は自己株式(24,015株)を控除して、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉 丸 弘二朗	
常 務 取 締 役	佐 藤 浩 之	社長補佐 マネージドサービス事業部担当兼マネージドサービス事業部長
取 締 役	赤 木 正 人	経営管理本部長、兼経理部長兼人事部長
取 締 役	三 浦 吾 朗	自動車事業部、産業事業部担当兼産業事業部長
取 締 役	外 川 孝 彦	日産東京販売ホールディングス株式会社 常務取締役常務執行役員
取 締 役	新 海 立 明	
取 締 役	古 野 孝 志	
常 勤 監 査 役	平 尾 彰	
監 査 役	松 尾 憲 治	弁護士
監 査 役	小 川 和 洋	公認会計士 日本金属株式会社 社外取締役 株式会社HANATOUR JAPAN 社外監査役
監 査 役	金 井 祐 子	公認会計士

- (注) 1. 2019年6月14日開催の第31回定時株主総会において、新海立明氏、古野孝志氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 2019年6月14日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって、北村章彦氏及び桜井英一氏は取締役に任期満了により退任いたしました。
3. 取締役のうち新海立明氏及び古野孝志氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役である松尾憲治氏、小川和洋氏及び金井祐子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 取締役新海立明氏及び古野孝志氏、監査役松尾憲治氏は、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 監査役松尾憲治氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役小川和洋氏及び金井祐子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役外川孝彦氏、新海立明氏、古野孝志氏及び監査役平尾彰氏、松尾憲治氏、小川和洋氏、金井祐子氏とは、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (4名)	55,862千円 (7,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	13,200千円 (7,200千円)
計	12名	69,062千円

- (注)1. 上記報酬等の額には、2019年6月14日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記取締役人数には、無報酬の取締役1名を除いております。
4. 取締役の報酬限度額は、2005年6月22日開催の第17回定時株主総会において、年額14,000万円以内、2018年6月15日開催の第30回定時株主総会において、譲渡制限付株式による報酬を年額2,000万円以内と決議されております。
5. 監査役の報酬限度額は、2003年6月18日開催の第15回定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議されております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 取締役会、監査役会への出席状況及び発言状況

氏 名	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
新 海 立 明 (取 締 役)	当事業年度において、就任後開催の取締役会10回のうち10回に出席しております。	議案審議等につき、経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。
古 野 孝 志 (取 締 役)	当事業年度において、就任後開催の取締役会10回のうち10回に出席しております。	議案審議等につき、経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。
松 尾 憲 治 (監 査 役)	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に、監査役会13回のうち13回に出席しております。	客観的、中立的な監査を行うとともに、取締役会や監査役会において、弁護士としての見識に基づく意見表明を適宜行っております。
小 川 和 洋 (監 査 役)	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に、監査役会13回のうち13回に出席しております。	客観的、中立的な監査を行うとともに、取締役会や監査役会において、公認会計士としての見識に基づく意見表明を適宜行っております。

氏 名	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
金 井 祐 子 (監 査 役)	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に、監査役会13回のうち13回に出席しております。	客観的、中立的な監査を行うとともに、取締役会や監査役会において、公認会計士としての見識に基づく意見表明を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

④ 当社の親会社または当社の親会社の子会社から当期中に役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,200千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,200千円

(注)1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	4,574,427	流 動 負 債	2,074,982
現金及び預金	2,098,343	買掛金	1,324,296
受取手形	8,292	未払金	32,481
電子記録債権	22,594	未払費用	95,712
売掛金	2,034,127	未払法人税等	108,406
商 品	51,218	未払消費税等	41,246
仕掛品	4,685	前受金	360,455
貯蔵品	493	預り金	17,703
前渡金	297,921	賞与引当金	94,680
前払費用	31,393	固 定 負 債	339,571
その他	25,564	退職給付引当金	328,671
貸倒引当金	△208	その他	10,900
固 定 資 産	1,135,214	負 債 合 計	2,414,553
有形固定資産	783,582	(純資産の部)	
建 物	48,856	株 主 資 本	3,263,427
工具、器具及び備品	732,878	資本金	867,740
建設仮勘定	1,848	資本剰余金	447,240
無形固定資産	48,904	資本準備金	447,240
ソフトウェア	48,904	利益剰余金	1,971,417
投資その他の資産	302,727	利益準備金	12,687
投資有価証券	93,514	その他利益剰余金	1,958,730
従業員に対する長期貸付金	1,114	別途積立金	350,000
繰延税金資産	128,924	繰越利益剰余金	1,608,730
その他	100,410	自己株式	△22,970
貸倒引当金	△21,236	評価・換算差額等	31,660
資 産 合 計	5,709,641	その他有価証券評価差額金	31,660
		純資産合計	3,295,088
		負債及び純資産合計	5,709,641

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,790,414
売上原価		7,340,091
売上総利益		1,450,323
販売費及び一般管理費		885,015
営業利益		565,307
営業外収益		
受取利息	77	
受取配当金	3,246	
受取保険金	3,018	
貸倒引当金戻入額	619	
その他	171	7,133
営業外費用		
雑損失	107	107
経常利益		572,333
特別利益		
固定資産売却益	33	33
特別損失		
固定資産除売却損	1,057	1,057
税引前当期純利益		571,309
法人税、住民税及び事業税	180,849	
法人税等調整額	△1,181	179,667
当期純利益		391,642

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資 本 準備金	その他資本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金	
						別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金
2019年4月1日残高	867,740	447,240	—	447,240	12,687	350,000	1,338,177
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△119,177
当 期 純 利 益							391,642
自 己 株 式 の 処 分			△1,912	△1,912			
自己株式処分差損の振替			1,912	1,912			△1,912
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	270,552
2020年3月31日残高	867,740	447,240	—	447,240	12,687	350,000	1,608,730

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純 資 産 計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合 計					
2019 年 4 月 1 日 残 高	1,700,865	△26,914	2,988,930	33,145	33,145	3,022,075
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△119,177		△119,177			△119,177
当 期 純 利 益	391,642		391,642			391,642
自 己 株 式 の 処 分		3,944	2,031			2,031
自己株式処分差損の振替	△1,912		－			－
株主資本以外の項目の 事 業 年 度 中 の 変 動 額（純額）				△1,484	△1,484	△1,484
事業年度中の変動額合計	270,552	3,944	274,496	△1,484	△1,484	273,012
2020 年 3 月 31 日 残 高	1,971,417	△22,970	3,263,427	31,660	31,660	3,295,088

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

東京日産コンピュータシステム株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 富岡 慶一郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳永 剛 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京日産コンピュータシステム株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 膳本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人アーク有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

東京日産コンピュータシステム株式会社 監査役会

常勤監査役 平 尾 彰 ㊟

社外監査役 松 尾 憲 治 ㊟

社外監査役 小 川 和 洋 ㊟

社外監査役 金 井 祐 子 ㊟

以 上

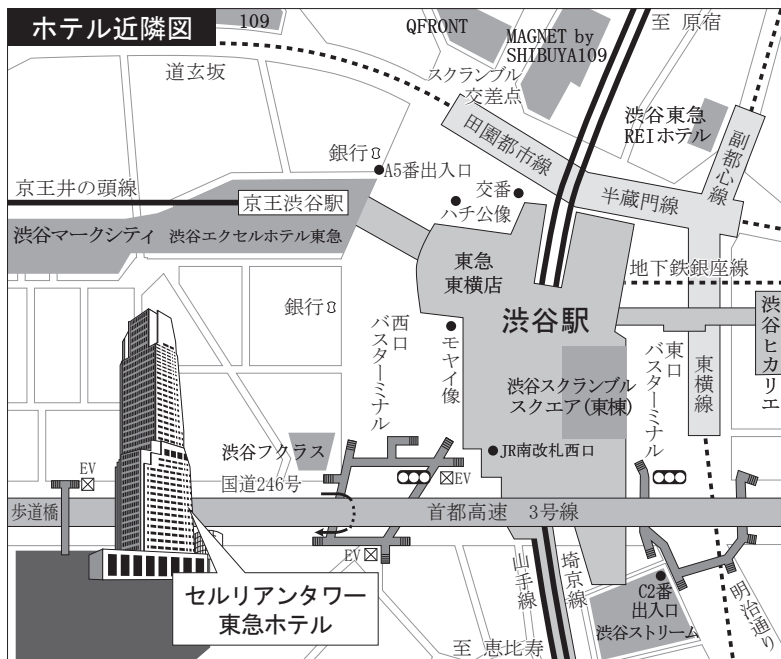
This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場のご案内

会 場 東京都渋谷区桜丘町26番 1号
セルリアンタワー東急ホテル地下2階「朝霧」の間
TEL 03-3476-3000（代表）

最寄り駅 渋谷駅より徒歩約5分

- ▲ＪＲ 山手線・埼京線
- ▲東京メトロ 半蔵門線・銀座線・副都心線
- ▲東急 東横線・田園都市線
- ▲京王 井の頭線



※セルリアンタワーは2001年3月竣工で耐震性能を備えたビルであります。